

自分の国・憲法は自分で守ろう、軍事力ではなく憲法力と国民の団結力で。占領69年の2014年を主権回復へ始動の年に「平和的で責任ある政府が樹立されたとき、連合国の占領軍は、直ちに日本国から撤退しなければならない」ポツダム宣言

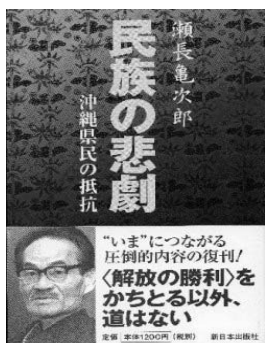
■ 書評

新装版 『民族の悲劇 沖縄県民の抵抗』

(新日本出版社刊)

瀬長 亀次郎・著

解説：合田雄一



1945年8月、日本はポツダム宣言受諾後、玉音放送によって無条件降伏した。アメリカの嘘と不正義の「自由と民主主義」の名の下、占領下にあった日本の中でも特に沖縄は、反共の砦として前線基地とされ、米軍

の銃剣とブルドーザーによって、先祖伝来の土地が強奪された。

戦後一貫して、「土地を返せ」「沖縄を返せ」と不屈の精神で反米基地闘争と本土復帰運動の先頭に立ったのが、1952年の第一回琉球立法院選挙で沖縄人民党から出馬し当選した瀬長亀次郎氏だった。

瀬長氏が本書を執筆した時期は、米軍によって那覇市長を解任された直後の1958年春。主に1952年のサンフランシスコ「平和」条約から同1958年の間の、もっとも沖縄が米軍の暴虐、占領支配にあった時期で、「赤い市長」と言われながらも米軍とのたたかいをリアルな筆致で描いている。

同書は、1959年3月に『三一書房』から刊行。その後、沖縄の施政権返還をめぐり、「核も基地もない」沖縄全面返還を求める全国的なたたかいがくり広げられていた1971年8月『新日本出版社』から再刊、今回の新装版はその『新日本出版社』刊の7刷であり、沖縄の原点を知る書として今日まで読み継がれている。

本書の内容は、1. 基地権力者の意志は法なり 2. 講和条約第三条のからくり 3. スキャップ指令と占領政策 4. ふきすさぶ反共旋風 5. 略奪はこうしてやる 6. 島ぐるみの

たたかい 7. 「赤い市長」の出現 8. 新しい情勢—の8章からなる。

著者の主眼は、全章を通して沖縄県民の島ぐるみのたたかいを中心に描くとともに、「なぜ沖縄基地がなくなるのか」を問うている。

その答えを瀬長氏はサンフランシスコ「平和」条約第3条に求める。

「条約第3条は前段と後段にわかれる。前段は、アメリカが沖縄を信託統治する。後段は、前段を実現するまでアメリカは沖縄の統治を続ける。(中略)この条文は、アメリカが英国やソ連(旧ロシア)、中国など、他の戦勝国の文句を封じ込めて排他的に、沖縄を永久に占有支配することができるように、組み立てられた条文である」と指摘。

続けて、「より重要なことは、沖縄基地は、日本の平和、民主勢力にたいする特高的憲兵基地でもあるということ。日本の解放勢力が強大となって、アメリカ軍の日本駐留が困難または不可能になった場合は、瞬時のたじろぎもなく、用意の原水爆を抱えて、日本を標的にアメリカ機が飛び立つところの、祖国爆撃の基地でもある。沖縄のミサイルは、祖国日本めがけて飛び立ち、ものの10分ののちには同胞を粉砕するだろう。アメリカ政府のいうことを日本がきかなくなったとき、その原水爆の死に神の見舞いを受けないですむ保証はない」と、瀬長氏は断言している。

戦後68年経過した現在も、アメリカによる日本全土・沖縄基地の占領支配が続く。なぜ、連合国の一つに過ぎないアメリカ一国による日本占領が続くのかについては、先の草の根ニュース76号で紹介した、『日米地位協定入門』(創元社刊、前泊博盛編著)に詳しい。

アメリカによる日本永久占領に終わりはないのか。その答えを私は、昨年12月に他界した、獄中にいながらもアフリカのアパルトヘイト体制撤廃を実現させた、南アフリカの偉大なリーダー、ネルソン・マンデラ氏の次の言葉に見いだしている。

「It always seems impossible until it's done - なんでも不可能に見えるものだ、実際にそれができるまではね」

(あいだゆういち・フリーライター)